

# 戦後最大の民法改正、相続法等の改正について

弁護士 三井 智和

# 民法改正(債権法)の流れ

- 1 平成29年5月 「民法の一部を改正する法律」成立
- 2 平成29年6月 「民法の一部を改正する法律」公布
- 3 施行日は原則として、公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされる。  
(2020年4月1日から施行)

## 改正の趣旨(目的)

- 1 これまでの約120年間の社会経済の変化への対応
- 2 現在の裁判や取引実務で通用しているルールを法律上も明確化する(条文化する)

# 民法改正（相続法）の流れ

1 平成30年7月 「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と「法務局における遺言書の保管等に関する法律」の成立・公布

2 施行は各規定ごと段階的に行われる。

①民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

・自筆証書遺言の方式を緩和する方策

2019年1月13日～

・預貯金の払戻し制度，遺留分制度の見直し，特別の寄与等

2019年7月1日～

・配偶者居住権（配偶者短期居住権を含む。）の新設等

2020年4月1日～

②法務局における遺言書の保管等に関する法律

2020年7月10日～

# 民法改正(相続法)の趣旨(目的)

・相続法については、1980年に改正があった以来、大きな見直しはなかった。

・社会経済の変化(平均寿命の伸びによる高齢化の進展)への対応  
→具体的には

- ① 配偶者の居住権保護
- ② 遺産分割前における預貯金債権の行使
- ③ 自筆証書遺言の方式緩和
- ④ 遺留分減殺請求権の金銭債権化  
など。

# 民法改正(債権法及び相続法)各論

## 1 債権法について

今回は、重要な改正点とされる

- ①個人保証
- ②法定利率
- ③時効
- ④定型約款

の4点について、ポイントに絞って解説する。

## 2 相続法について

今回は、身近な点での改正点として、

- ①配偶者居住権
  - ②遺産分割前の預貯金債権の取り扱い
  - ③自筆証書遺言の方式緩和
  - ④法務局における自筆証書遺言保管制度の創設
- の4点について、ポイントに絞って解説する。

# 1 債権法について

## ①個人保証

ポイント

- ・個人の包括根保証契約禁止の範囲拡大

根保証契約→不特定の債務を保証するもの。

現時点では、貸金等については、極度額を定めないものは無効とされているが、改正によって、貸金等以外の場合でも極度額を定めない場合に無効となるケースが出てくるということ。

- ・公証人による保証意思確認手続きの新設

個人が事業融資の保証人となろうとする場合について、当該個人の保証の意思を公証人が確認するというもの→例外あり

## ②法定利率

### ポイント

- ・法定利率(契約の当事者間で利率を定めなかった場合に適用される利率のこと)をそれまでの年5%から年3%へ引き下げる。

- ※ 商事法定利率

- ・法定利率は3年ごと見直し。

## ③時効

### ポイント

- ・消滅時効(債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅する)が原則5年(例外あり)となる。職業別の短期消滅時効も廃止。

例外→債権者自身が自分が権利を行使することができることを知らないような債権の場合(例 過払い)については、権利を行使することができる時から10年で時効となる。

## ④ 定型約款

### ポイント

・定型約款(定型取引において、不特定多数の顧客を相手方として取引を行う事業者等が予め作成する詳細な契約条項のこと)については、

①当事者間で定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたときもしくは、

②定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ顧客に表示して取引を行ったとき

の場合に定型約款の内容につき合意をしたものとみなされる。

※ 信義則に反して顧客の利益を一方的に害する不当な条項は合意しなかったものとみなされる。

・定型約款を変更するには、①変更が顧客の一般の利益に適合する場合②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合に限って認められる。

また、変更の効力発生時期を定め、変更すること、変更後の約款の内容、効力発生時期を周知する必要あり。



## ②遺産分割前の預貯金債権の取り扱い

預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割を終える前であっても、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができる。

### 【改正前】

遺産分割前に、各相続人が**単独**で、預貯金債権の払い戻しはできない。  
(平成28年12月19日 最高裁大法廷決定より)

### 【改正後】

預貯金の払戻し制度を設けることになった。

具体的には、

- ①預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。
- ②預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。

### ③ 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言において、財産目録については手書きで作成する必要がなくなる。

※ ただし、財産目録の各頁に署名押印をする必要がある点に注意。

#### 【改正前】

自筆証書遺言を作成する場合には、全文を自書する必要がある。  
(財産目録も全文自書)→書き直しが大変。

#### 【改正後】

自書していない財産目録を添付することができる。(ただし、上記の通り、各頁に署名・押印は必要)

## ④法務局における自筆証書遺言保管制度の創設

自筆証書遺言を作成した場合に、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができる。

### 【改正前】

自筆証書遺言を法務局が保管してくれるという制度自体存在しなかった。

### 【改正後】

上記の通り、法務局で遺言書の保管を申請できる。

遺言者の死亡後に、相続人や受遺者らは、全国にある遺言書保管所において、遺言書が保管されているかどうかを調べること、遺言書の写しの交付を請求することができる。

遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を閲覧することもできる。